

勝山市景観計画の素案がまとまりました

景観計画って何？

景観計画とは、平成16年に施行された「景観法」に基づき、市が法律の手續きに従って定める「良好な景観の形成に関する計画」です。

この計画では、良好な景観の形成に関する基本的な方針や、行為の制限に関する事項などを定めます。

また、市の景観特性や住民参加の仕組みなどについても記述し、市が今後進めていく景観づくりのための基本的な計画となります。

市民が一丸となって、ふるさと勝山の原風景や美しい眺望景観を保全し、未来に残していきますよ。

勝山市景観計画策定の経緯

市は、平成21年8月に「景観計画ワーキング部会」を立ち上げ、景観計画の策定に取り組んできました。ワーキング部会には、大学の教授や各種団体、一般公募による市民のかたがたにご参加いただきました。

この度、景観計画の素案がまとまりましたので、今後は市民の皆さまからの意見を取り入れながら、勝山市景観計画を策定していきます。



勝山左義長まつりの様子



中部縦貫自動車道からの眺望景観

基本目標

豊かな自然、悠久の歴史と伝統文化
ふるさとの誇り、勝山の美しい原風景を未来に残そう

勝山景観計画の章立て

- 第1章 景観計画区域
- 第2章 良好な景観の形成に関する方針
- 第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 第4章 景観重要建物および景観重要樹木の指定に関する方針
- 第5章 屋外広告物の表示および掲出する物件の設置に関する事項
- 第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項および占用許可の基準
- 第7章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- 第8章 計画の実現に向けて

基本方針

- 四季の移ろいを、見て触れて感じることができる自然とともに生きる
- 悠久の時の流れが、今に語りかける歴史と伝統に学ぶ
- 勝山の景観は市民の誇り、未来へ継承する思いを共有しよう
- 霊峰白山を後背に、たおやかな稜線が重なる山並みの眺望景観を守る
- 暮らしの中に伝統文化が息づく優美な集落景観を育てる
- 勝山固有の風景に美しく調和した施設景観を創造する

景観計画の概要について

景観計画の概要については、これから広報で3回にわたってご紹介していきます。

第1章 景観計画区域について

景観計画の区域は、市内全域とします。また、特に景観形成が望まれる地域12地区を特定景観計画区域の候補として、景観計画に位置付けました。今後は、各地域で景観を保全していくための取り組みを、地域住民と行政がともに行っていくこととなります。

第2章 良好な景観の形成に関する方針

良好な景観の形成を図るため、基本目標や基本方針を定めて取り組んでいきます。

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観計画区域内における景観に影響

の大きい大規模な行為については、届け出の提出を求めますが、その届け出に対する指導や助言の指針となる景観形成基準を定めました。

「届け出が必要となる行為」

〈建築物〉

- ・地盤面からの高さが10mを超えるもの
- ・延べ床面積が500㎡を超えるもの
- ・外観の変更に係る面積が400㎡を超えるもの

〈工作物〉

- ・垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもので、高さ2mかつ長さ30mを超えるもの

〈屋外における資材、土石、廃棄物および再生资源等の集積または貯蔵〉

- ・高さが3mまたはその用に供される土地の面積が500㎡を超えるもの
- 〈土地の開墾、土石の採取、
- ・鉱物の掘採、その他の形質の変更

〈屋外広告物の表示または掲出〉

- ・開発しようとする土地の面積が1000㎡を超えるもの
- ・高さが3mを超える法を生じる切土または盛土を伴うもの
- ・高さ4m（建築物と一体になっている場合は、建築物との高さの合計が10m）、または表示の面積の合計が20㎡を超えるもの

市のホームページでも詳細な内容をご紹介しますので、ぜひご覧ください。

勝山市景観計画(素案)の地区別説明会を開催します

※いずれも午後7時から

地区名	開催場所	開催日
村岡地区	村岡公民館	10月21日(木)
猪野瀬地区	猪野瀬公民館	10月22日(金)
野向地区	野向公民館	10月25日(月)
北谷地区	北谷公民館	10月26日(火)
北郷地区	北郷公民館	10月27日(水)
遅羽地区	遅羽公民館	10月29日(金)
鹿谷地区	鹿谷公民館	11月2日(火)
平泉寺地区	平泉寺公民館	11月10日(水)
勝山地区	教育会館	11月11日(木)
荒土地区	荒土公民館	11月12日(金)

景観計画の概要について、市民の皆さまにご理解いただき、ご意見をいただくための説明会を、左表の日程で地区ごとに開催いたします。

ぜひご参加ください。

都市政策課 (☎88-8108)

都市計画(案)の公告縦覧を行います

特別用途地区・特定用途制限地域指定の計画については、平成21年度から各地区で説明会を開催してきたところですが、その計画案を左記のとおり公告縦覧します。

縦覧期間中、都市計画案についてのご意見を提出することができます。出されたご意見は、計画案とともに都市計画審議会にて審議されることとなります。

縦覧期間 ▼10月15日(金)

～11月1日(月)

縦覧場所 ▼都市政策課

(市民会館2階)

今回の特別用途地域および特定用途制限地域の指定内容は、次のとおりです。

◆特別用途地区

用途地域内の準工業地域や工業地域、工業専用地域、第2種住居地域において、建物床面積が3000㎡を超える大型店舗などの集客施設を制限します。

◆特定用途制限地域

インターチェンジ周辺環境保全地域
鹿谷地区の都市計画区域全域と比島区の一部において、ホテルや危険

特定規模集客施設制限地域

用途地域以外の都市計画区域内では、床面積が1500㎡を超える大型店舗などの集客施設を制限します。

都市政策課 (☎88-8108)

